

道路自費工事承認申請書

令和 年 月 日

中津川市長 様

住 所

申請者 氏 名

電 話

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

道路法第24条の規定により、次の通り道路に関する工事の設計及び実施計画について承認を受けたく申請します。

記

工 事 の 場 所	中津川市 字 番 地先
	市道 号線
工 事 の 種 別	
工 事 の 概 要	
工 事 の 実 施 方 法	請 負 ・ 直 営
工 事 の 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
概 算 工 事 費	
工 事 を 必 要 と す る 理 由	

中津川指令 第 号
上記の申請を承認します。ただし、次の条件を守ってください。
令和 年 月 日

中津川市長

印

条 件 別記、道路自費工事承認条件を守ること

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中津川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、中津川市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において中津川市を代表する者は、中津川市長です。ただし、この処分があつたことを知つた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

添付書類 位置図・平面図・縦横断図・公図の写し・写真・その他市長が必要とする書類